

〈参考資料〉

学校におけるインフルエンザ出席停止期間

- 学校においては、インフルエンザ出席停止期間が「発症後 5 日を経過」し、かつ「解熱した後 2 日」となっています。（学校保健安全法施行規則第 19 条）
 なお、発症当日、解熱当日を 0 日目として計算します。
 最短でも、「発症後 5 日」を経過するまでは、出席停止となります。

- 発症日とは、医療機関に受診した日ではなく、インフルエンザの症状（発熱など）が始まった日です。

- 解熱とは、体温が平常時の体温に戻ることです。

例	症 状	発症後 0 日目	発症後 1 日目	発症後 2 日目	発症後 3 日目	発症後 4 日目	発症後 5 日目	発症後 6 日目	発症後 7 日目	発症後 8 日目
1	発症後 1 日目 に解熱	発 熱	解 熱 0 日目	解熱後 1 日目	解熱後 2 日目	発症後 4 日目	発症後 5 日目	登校可		
2	発症後 2 日目 に解熱	発 熱	発 熱	解 熱 0 日目	解熱後 1 日目	解熱後 2 日目	発症後 5 日目	登校可		
3	発症後 3 日目 に解熱	発 熱	発 熱	発 熱	解 熱 0 日目	解熱後 1 日目	解熱後 2 日目	登校可		
4	発症後 4 日目 に解熱	発 熱	発 熱	発 熱	発 熱	解 熱 0 日目	解熱後 1 日目	解熱後 2 日目	登校可	
5	発症後 5 日目 に解熱	発 熱	発 熱	発 熱	発 熱	発 熱	解 熱 0 日目	解熱後 1 日目	解熱後 2 日目	登校可

その後は、解熱した日によって出席停止期間が順次延期されます。